

新潟県医療審議会

医療法人・有床診療所部会について

(令和7年3月、令和7年10月開催分)

- 4-1 医療法人設立認可基準・医療法人解散認可基準
- 4-2 医療法人設立・解散認可一覧①(令和7年3月認可)
- 4-3 医療法人設立・解散認可一覧②(令和7年10月認可)
- 4-4 社会医療法人の認定① 医療法人立川メディカルセンター
(令和7年10月認定)
- 4-5 社会医療法人の認定② 医療法人愛仁会
(令和7年10月認定)
- 4-6 医療法人における非医師の理事長就任 医療法人社団泰庸会
(令和7年3月認可)

令和8年3月27日

新潟県福祉保健部

医療法人設立認可基準

- 1 その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。（医療法第 4 1 条第 1 項）
 - （1）診療所を運営する施設及び資金を有すること。（厚生労働省通知）
 - （2）土地、建物等は法人の所有が望ましいが、賃貸契約による場合は長期間に渡るもので、かつ、確実なものであること。（厚生労働省通知）
- 2 定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないこと。
（医療法第 4 5 条第 1 項）
 - （1）厚生労働省で示した定款例又は寄附行為例に添って作成されたものであること。
（医療法第 4 5 条第 1 項）
 - （2）理事 3 人以上、監事 1 人以上の役員を置くこと。（医療法第 4 6 条の 5）
- 3 認可申請に必要な書類が添付され適正であること。（医療法施行規則第 3 1 条）
 - （1）定款又は寄付行為
 - （2）設立時の財産目録
 - （3）基金拠出申込書、基金割当通知書
 - （4）設立決議録 など

医療法人解散認可基準

- 1 総会の決議による解散の場合（医療法第 5 5 条第 1 項第 3 号）は、定款等の規定に違反していないこと。
（定款例… 3 / 4 以上の社員の出席、出席の 3 / 4 以上の同意）
- 2 清算人を選任する場合（定款で規定）は、定款等の規定に違反していないこと。
（定款例… 理事が清算人となる。ただし、総会の議決で社員の中から選任できる。）
- 3 残余財産の分配が定款等の規定に違反していないこと。
（定款例… 払込済出資額に応じて分配する。）

医療法人設立・解散認可一覧①(令和7年3月認可)

【 設 立 】

区 分	No.	医 療 法 人 名	設 立 代 表 者	事 務 所 所 在 地
		《 医 科 》		
個人→法人化	1	医療法人社団 栗田クリニック	栗 田 聡	新潟市江南区荻曾根4丁目1番7号
		《 歯 科 》		
個人→法人化	1	医療法人社団 NASK	川 上 尚 彦	新潟市西区寺尾5丁目8番62号
個人→法人化	2	医療法人社団 五智歯科クリニック	丸 田 隆 司	上越市五智1丁目13番10号
個人→法人化	3	医療法人社団 Laugh With	坪 川 瑞 樹	新潟市南区庄瀬7031番地

【 解 散 】

区 分	No.	医 療 法 人 名	理 事 長	事 務 所 所 在 地
		《 医 科 》		
診療所廃止	1	医療法人社団 馬場内科医院	馬 場 佳 弘	新潟市南区杉菜5番41号
診療所廃止	2	医療法人 神谷厚生会	神 谷 岳 太 郎	長岡市柏町2丁目6番30号
診療所廃止	3	医療法人社団 渡辺医院	渡 邊 重 博	燕市吉田旭町1丁目7番3号
診療所廃止	4	医療法人社団 高橋小児科医院	高 橋 秀 彰	新潟市東区逢谷内1丁目2番8号
診療所廃止	5	医療法人社団 河内医院	河 内 文 女	南魚沼市六日町119番地
診療所廃止	6	医療法人社団 たなか医院	田 中 健 太 郎	新潟市西蒲区巻甲4212-1
		《 歯 科 》		
診療所廃止	1	医療法人社団 石黒歯科医院	石 黒 壽	柏崎市長峰町20番51号

医療法人設立・解散認可一覧②(令和7年10月認可)

【 設 立 】

区 分	No.	医 療 法 人 名	設 立 代 表 者	事 務 所 所 在 地
		《 歯 科 》		
個人→法人化	1	医療法人社団 小舟会	小 林 千 里	新発田市小舟町2丁目1番21号
個人→法人化	2	医療法人社団 しまだ歯科こども歯科クリニック	島 田 正 美	新潟市中央区大島204番地1
個人→法人化	3	医療法人社団 よしぞえ歯科クリニック	吉 副 茂 夫	新潟市江南区元町1丁目3番2号
個人→法人化	4	医療法人社団 すずの木	鈴 木 達 也	新潟市中央区上近江2丁目2番20号1
個人→法人化	5	医療法人社団 木村歯科医院	木 村 勝 年	小千谷市城内1丁目4番18号
個人→法人化	6	医療法人 みずほ	山 田 裕 士	長岡市中之島1909番地15

【 解 散 】

区 分	No.	医 療 法 人 名	理 事 長	事 務 所 所 在 地
		《 医 科 》		
診療所廃止	1	医療法人社団 広沢医院	廣 澤 秀 夫	新潟市西蒲区和納2丁目30番11号
診療所廃止	2	医療法人社団 大坂医院	大 坂 朋 久	新潟市秋葉区新町1丁目6番12号
診療所廃止	3	医療法人社団 梅沢医院	梅 沢 哲 郎	新潟市東区中山6-20-11
診療所廃止	4	医療法人社団 笠原内科医院	笠 原 經 子	五泉市村松乙135番地
診療所廃止	5	医療法人社団 中野こども医院	中 野 徳	新発田市船入町2丁目5番9号
診療所廃止	6	医療法人社団 土田脳神経外科医院	土 田 正	上越市鴨島1148番地
		《 歯 科 》		
法人→個人	7	医療法人社団 畑歯科医院	畑 秀 一	上越市とよば107番地 イル・クオーレとよば1階
診療所廃止	8	医療法人社団 神風会	今 井 由 貴	新潟市東区新松崎2丁目1番1号

社会医療法人の認定①医療法人立川メディカルセンター（令和7年10月認定）

1 概要

社会医療法人制度は、地域医療の重要な担い手である医療法人について、救急医療や災害医療、へき地医療など特に地域で必要な医療の提供を担い、非営利性の徹底されている医療法人を新たに社会医療法人として認定し、一定の優遇措置を設けることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的としている。

医療法人立川メディカルセンター（長岡市）から社会医療法人の認定申請があった。申請内容を事務局で審査のうえ、医療法人・有床診療所部会へ諮り、認定した。

2 税制上の優遇措置

- ・医療保健業（病院、診療所、介護老人保健施設）については非課税
- ・医療保健業以外の事業については22%の課税
（通常の医療法人はすべての所得に対して30%の課税措置あり。認定が取り消された場合、法人税が課税されていなかった医療保健業に係る累積所得に対し、遡って法人税が課される。）

3 認定基準

1	【認定区分：救急医療】（1）当該病院が救急医療施設として必要な診療部門及び専用病床又は優先的に使用される病床を有していること。（2）当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。（3）当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。
2	公的な運営の実施について、役員及び社員のうち親族の比率は3分の1以下であること。理事及び監事に対する報酬について、不当に高額なものにならないように支給の基準を定めていること。
3	解散時の残余財産の帰属先が、定款において、解散時の残余財産を国、地方公共団体またはほかの社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

4 認定をした法人の概要

項目	内容
法人の名称	医療法人立川メディカルセンター
事務所の所在地	長岡市旭岡1丁目24番地
開設する医療機関等	立川総合病院（長岡市旭岡1丁目24番地）ほか

理事長

吉井 新平

社会医療法人の認定②医療法人愛仁会（令和7年10月認定）

1 概要

社会医療法人制度は、地域医療の重要な担い手である医療法人について、救急医療や災害医療、へき地医療など特に地域で必要な医療の提供を担い、非営利性の徹底されている医療法人を新たに社会医療法人として認定し、一定の優遇措置を設けることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的としている。

医療法人愛仁会（新潟市江南区）から社会医療法人の認定申請があった。申請内容を事務局で審査のうえ、医療法人・有床診療所部会へ諮り、認定した。

2 税制上の優遇措置

- ・医療保健業（病院、診療所、介護老人保健施設）については非課税
- ・医療保健業以外の事業については22%の課税

（通常の医療法人はすべての所得に対して30%の課税措置あり。認定が取り消された場合、法人税が課税されていなかった医療保健業に係る累積所得に対し、遡って法人税が課される。）

3 認定基準

1	【認定区分：救急医療】（1）当該病院が救急医療施設として必要な診療部門及び専用病床又は優先的に使用される病床を有していること。（2）当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。（3）当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。（直近3会計年度の平均で750件／年以上）
2	公的な運営の実施について、役員及び社員のうち親族の比率は3分の1以下であること。理事及び監事に対する報酬について、不当に高額なものにならないように支給の基準を定めていること。
3	解散時の残余財産の帰属先が、定款において、解散時の残余財産を国、地方公共団体またはほかの社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

4 認定をした法人の概要

項目	内容
法人の名称	医療法人愛仁会
事務所の所在地	新潟市江南区西町2丁目5番22号
開設する医療機関等	亀田第一病院（新潟市江南区西町2丁目5番22号）

理事長

渡邊 東

医療法人における非医師の理事長就任 医療法人泰庸会
(令和7年3月認可)

1 概要

医療法人社団泰庸会（新潟市西区）において、理事長の高齢化により交代が必要となった。当該法人において所属する医師に理事長就任を打診したものの、承諾が得られなかったため、医師ではない元事務長が理事長に就任したい旨の特例申請があった。申請内容を事務局で審査のうえ、医療法人・有床診療所部会へ諮り、認可した。

2 非医師の理事長就任についての考え方

(原則) 医療法第46条の6に基づき、医師又は歯科医師である理事のうちから理事長を選出することとされている。

(特例) 都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出することが出来る。

3 審査基準

1	適切な医療の提供が確保されるような法人の運営がなされること。
2	法人運営にあたって、非営利の原則が保たれること。
3	法人運営が安定的かつ適正にされること。

4 認可をした法人の概要

項目		内容
法人の名称		医療法人泰庸会
事務所の所在地		新潟市西区山田3057番地
開設する医療機関等		新潟脳外科病院（新潟市西区山田3057番地）
理事長	旧	山崎 一徳（医師）
	新	山下 宣行（非医師、元事務長）